

土地境界確認申請書

下記のとおり、土地境界を立会調査のうえ確認して下さるよう申請します。

年 月 日

那 覇 市 長 宛

(申請人) 住 所
氏 名 ⑩
電 話

(代理人) 事務所名
住 所
氏 名 ⑩
電 話
担 当 者

記

1. 立会調査を申請する土地と隣接市有財産（市所管里道）

- (1) 申請所在地 _____
(2) 隣接市有財産 _____

2. 路線名

3. 申請理由

4. 添付書類

- (1) 附近見取図
(2) 地積測量図及び現況併合図
(3) 公図（写）（区画整理地区または事業名、事業年度明記）
(4) 委任状
(5) 誓約書
(6) 登記簿写し（申請地及び隣接地）
(7) 隣接者の承諾書（写）等（未確定地域の里道の場合、対側地の承諾書も添付）
(8) ポイントの写真（境界点の遠景・近景、申請地との境界ラインがわかるもの等）
(9) 印鑑証明書（申請人のみ）コピー可
(10) その他

注： ・添付書類は、様式はA版サイズを基本とする。
・(2) の土地境界は、朱書きで表示すること。

土地境界確認（裏）

那覇市 道路管理課

1. 境界確認とは、市有地等とその隣接する土地との境界について確認することをいいます。
2. 申請日から半年を経過しても境界確認が成立しない場合は、申請者から取下げがあったものとみなします。なお、必要があれば改めて申請書を提出してください。
3. 関係書類の作成について
 - (1) 申請者欄には実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。法人の場合は、資格証明書及び印鑑証明書を添付してください。印鑑証明書及び資格証明書は申請書提出前 **3 箇月以内**に発行されたものを提出してください。
 - (2) 代理人が申請を行う場合は、委任状を添付してください。この場合、委任状の委任者欄に署名のうえ実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。法人の場合は、資格証明書及び印鑑証明書（申請書提出前 **3 箇月以内**に発行されたもの）を添付してください。
 - (3) 申請地が相続で登記未了の場合、相続関係図及びこれを証明する書類を添付してください。
 - (4) 申請者の現住所が登記上の住所と異なる場合、これを証明する書類を添付してください。
 - (5) 付近見取図については、申請地の位置（申請範囲）及び周辺の関係地が特定できるものを添付してください。
 - (6) 公図の写しは、法務局備付けのものを転写し、複数枚にまたがる場合は、それらの合成公図も添付してください。また、旧公図を確認のうえ、転写場所、作成年月日及び氏名を記入し押印してください。申請書提出前 **3 箇月以内**に転写されたものを添付してください。
 - (7) 登記事項証明書（申請書提出前 **3 箇月以内**に発行されたもの）の添付範囲は、申請地及び隣接地並びに未確定地域の里道の場合は、それらの**向側土地**とします。道路内に有地番の土地がある場合は、これも添付してください。
 - (8) 書類の作成範囲は、申請地及び隣接地並びに里道の場合はそれらの**向側土地**とします。
 - (9) 戦災復興事業等による土地区画整理事業が完了した地区の場合は、換地図を添付してください。
 - (10) 必要に応じて本市担当者から参考書類の提出をお願いする場合があります。
4. 注意事項
 - (1) 所有権の移転があった場合は、速やかに本市担当者に連絡願います。
 - (2) 申請者又は代理人へは、約 2 週間以内に現地立会日について本市担当者から連絡します。
 - (3) 申請者又はその代理人は、現地立会には必ず出席してください。
 - (4) 登記事項証明書（全部事項証明書）において、信託、もしくは所有権敷地権が設定されている場合には、下記の書類を添付してください。
 - (ア) 信託の場合は、信託原簿謄本を添付してください。
 - (イ) 所有権敷地権が設定されている場合、所有者（共有者）が多数のマンション等では、管理組合規約書を作成されている場合があるため、管理組合規約書の写しと代表者の区分所有の抄本を添付してください。
 - (5) **提出書類は原則として原本としますが、複写を提出する場合は、土地家屋調査士等資格のある者の押印をして原本の写しであることを証明してください。**
 - (6) 申請に関するお問い合わせは、道路管理課（TEL098-951-3237）までお願いします。

誓約書

土地の表示 :

上記表示の土地の境界について、後日他より異議が生じたときは、
当方にて責任をもって解決することを誓約します。

那 覇 市 長 宛

年 月 日

申請人 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名